

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (勅発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スリランカ	高速道路・道路交通情報提供システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	高速道路・道路交通情報提供システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	940,000千円 H28.7.31まで (同日)	H25.3.18 コロンボ (同日)	日本側 粗信仁在スリランカ大使 スリランカ側 P・B・ジャヤスレンドラ財務・計画省次官	H25.4.24 162号
スリランカ	渡漁船建造計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	渡漁船建造計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	988,000千円 H28.7.31まで (同日)	H25.3.18 コロンボ (同日)	日本側 粗信仁在スリランカ大使 スリランカ側 P・B・ジャヤスレンドラ財務・計画省次官	H25.4.24 163号
スリランカ	スリランカ民主主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	200,000千円 ----- (同日)	H25.3.18 コロンボ (同日)	日本側 粗信仁在スリランカ大使 スリランカ側 P・B・ジャヤスレンドラ財務・計画省次官	H25.4.24 164号
スリランカ	スリランカ民主主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	550,000千円 ----- (同日)	H25.3.18 コロンボ (同日)	日本側 粗信仁在スリランカ大使 スリランカ側 P・B・ジャヤスレンドラ財務・計画省次官	H25.4.24 165号
スリランカ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	192,000千円 H30.12.31まで (同日)	H25.6.5 コロンボ (同日)	日本側 粗信仁在スリランカ大使 スリランカ側 P・B・ジャヤスレンドラ財務・計画省次官	H25.6.19 213号
スリランカ	スリランカ民主主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	400,000千円 ----- (同日)	H25.12.19 コロンボ (同日)	日本側 粗信仁在スリランカ大使 スリランカ側 P・B・ジャヤスレンドラ財務・計画省次官	H26.1.21 25号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。